

胎内市建設工事制限付一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年6月5日

胎内市長 井畑 明彦

1 工事概要

- (1) 工事名 胎内スキー場風倉高原第1リフト山麓運転室建替工事(電気設備工事)
- (2) 施工場所 胎内市 熱田坂 地内
- (3) 工種 電気工事
- (4) 工事内容 電気設備解体工事 1.0式 電気設備工事 1.0式

- (5) 工事期間 90日間

2 予定価格

事後公表

3 最低制限価格

設定する
※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札については失格とする。

4 入札保証金

免除する。

5 契約条件

- (1) 契約保証金 契約金額の100分の10以上必要。ただし、胎内市財務規則(平成17年規則第48号)第114条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。なお、契約金額が500万円以上の場合には上記によらず契約金額の100分の10以上必要。
- (2) 前払金 契約金額が500万円以上の場合にはできる
- (3) 中間前払金 契約金額が500万円以上の場合にはできる
- (4) 部分払 契約金額が500万円以上の場合にはできる

6 入札参加資格

(1)	胎内市建設工事制限付一般競争入札に関する要綱(平成19年告示第61号)第4条の規定により、入札参加資格を有すると認められる者であること。
(2)	登録工種・格付 公告日現在において、胎内市建設工事入札参加資格審査規程(平成17年告示第10号)第6条第1項の入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に下記の工種(格付)で登録されているもの。 電気工事
(3)	地域要件 公告日現在において、胎内市に主たる営業所又は従たる営業所(主たる営業所から当市との契約について、一切の権限を委任されている営業所。)を有する者であること。
(4)	入札に参加する営業所において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による下記の許可を受けている者であること。 電気工事業 5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可が必要。
(5)	実績要件等 令和5年4月1日以降の電気工事の履行実績
(6)	配置技術者の資格等 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置すること。(下請契約金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上のときは、監理技術者を配置すること。) 請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上のときは、専任で配置すること。
(7)	配置技術者の実績要件 要しない

(8)	その他要件 なし
(9)	単体の業者であること。
(10)	この入札に参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

7 設計図書等の閲覧

次のとおり設計図書及び添付図面等の閲覧を行う。

- (1) 閲覧期間 令和8年6月5日(金) から 令和8年6月19日(金)
- (2) 方法 入札情報サービス及び胎内市役所3階 設計図書閲覧所にて公開する。
(ただし、入札情報サービス運用時間外を除く。)

8 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年6月5日(金) 正午から 令和8年6月12日(金) 午後4時まで
(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)
- (2) 提出書類 参加資格確認申請書
※添付書類 添付資料省略届
(「添付資料が不要な案件であるため」を選択し、必要事項を入力の上、添付すること。)
- (3) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
- (4) 参加資格の決定 令和8年6月17日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先 指定の様式(質問書)を使用しメールにて、財政課契約検査係あてに行うこと。
keiyaku@city.tainai.lg.jp
- (2) 受付期限 令和8年6月15日(月) 午後5時
- (3) 回答 令和8年6月17日(水) 午後5時までに入札情報サービス及び胎内市役所3階 設計図書閲覧所にて公表する。
- (4) その他 メール送信後、到達の確認を電話にて行うこと。

10 入札及び開札の日時等

- (1) 受付期間 令和8年6月18日(木) 午前9時から 令和8年6月19日(金) 午後4時まで
(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。 ※工事費内訳書を添付すること。
- (3) 開札日時 令和8年6月22日(月) 午前10時以降
- (4) その他
 - (ア) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (イ) 入札回数
2回を限度とする。(うち、再入札1回)
再入札の日程等は、電子入札システムにより確認すること。
- (5) 落札者の決定
開札後、落札を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
(事後審査型)
上記で落札候補者となった者は、入札日の翌日(その日が市の休日に当たるときはその翌日以後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)の正午までに、次に掲げる書類を市長に提出すること。(提出先は、胎内市財政課)
 - (ア) 入札参加資格審査書類の提出について(様式第3号)
 - (イ) 実績調書(様式第5号)※ただし、(ウ)で本工事の対象工種について完成工事高を有する場合は、提出不要とする。
 - (ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(入札公告日現在で有効な通知をうけ、かつ、入札日以降も有効であること)
 - (エ) 配置技術者調書(様式第6号)
 - (オ) 配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類の写し(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)
※なお、専任の配置技術者を要する工事は、入札参加申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要。
 - (カ) 営業所の専任技術者に関する書類(最新の建設業許可申請における「専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)」の写し)※専任の配置技術者を要する工事のみ
 - (キ) 契約保証に関する届出書(様式第1号)
 - (ク) その他別に指定する書類(指示した場合のみ)

11 その他

- (1) この公告に定めるもののほか入札の実施については、胎内市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年訓令第38号)に基づき、指名停止等の措置を講ずることがある。
- (3) 入札参加資格を有しない場合、及び入札の条件に違反した場合は、当該入札は無効とする。
- (4) 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。
- (5) 対象案件の入札参加申請者数が少数で競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。
- (6) 本件は電子入札案件のため、入札書の提出は原則として電子入札システムによる提出となるが、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に持参又は書留郵便により提出すること。なお、郵便により提出した場合は、再入札に参加することはできない。
提出場所 〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番 10 号 胎内市役所 財政課契約検査係
- (7) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請に利用すること及び資材等の地元発注を希望する。

12 照会先

- | | | | |
|--------------|-------|---------|----------------------------|
| (1) 一般的事項 | 財政課 | 契約検査係 | (電話:0254-43-6111・内線 1341) |
| (2) 設計に関する事項 | 地域整備課 | 都市計画建築係 | (電話:0254-43-6111・内線 1211) |